

市町村障害者社会参加促進事業 事業概要
(視覚障害者・聴覚障害者関係抜粋)

1 視覚障害者・聴覚障害者を含む身体障害者を対象とする事業

(1) 地域生活支援事業

ア 生活訓練事業

障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導を行う事業

イ 福祉機器リサイクル事業

不要になった福祉機器について、これを必要とする他の者等に斡旋する事業

2 視覚障害者を対象とする事業

(1) 情報支援等事業

ア 奉仕員派遣等事業

・ 奉仕員養成事業

手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成についても必要な場合には実施して差し支えない。その際、都道府県とも十分な連携を図るとともに、障害者社会参加総合推進事業の奉仕員養成・研修事業の事業内容等に基づいて行うこと。

イ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳その他障害者にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に障害者に提供する事業

3 聴覚障害者を対象とする事業

(1) 情報支援等事業

ア 奉仕員派遣等事業 (再掲)

(ア) 手話奉仕員派遣事業

手話を用いて、聴覚障害者等の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援と、聴覚障害者等との交流活動を促進するため、聴覚障害者等の申し出により登録された手話奉仕員を派遣する事業

(イ) 要約筆記奉仕員派遣事業

聴覚障害者等（音声又は言語機能障害者を含む。以下同じ。）のコミュニケーションの円滑化に資するため、要約筆記奉仕員を派遣する事業

(ウ) 奉仕員養成事業 (再掲)

イ 手話通訳設置事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳を行う者を福祉事務所等公的機関に設置する事業

ウ 手話通訳者派遣事業

手話を用いて、コミュニケーションの円滑化を支援するため、聴覚障害者等の申し出により登録された手話通訳者を派遣する事業

エ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳その他障害者にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に障害者に提供する事業

第2回作業班ヒアリング候補者（案）

社会福祉法人 日本盲人会連合総合企画審議会 副委員長
社団法人 東京都盲人福祉協会 福祉部長
八王子視覚障害者福祉協会 会長

小林 文雄 氏

社団法人 大阪聴力障害者協会 会長

清田 廣 氏

今後の開催スケジュール

第2回

日時 2月24日（火） 14時～17時

場所 厚生労働省社会・援護局第2会議室

第3回

日時 3月25日（木） 14時～17時

場所 厚生労働省社会・援護局第2会議室